

○久留米市健康増進法施行細則

平成20年3月31日

久留米市規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査世帯の指定)

第2条 保健所長は、法第11条第1項の規定により調査世帯を指定したときは、当該調査世帯の世帯主に国民健康・栄養調査世帯指定通知書（第1号様式）を交付するものとする。

(平26規則1・一部改正)

(特定給食施設開始（再開）の届出)

第3条 法第20条第1項に規定する届出は、給食施設開始（再開）届（第2号様式）を保健所長に提出してするものとする。

2 前項に規定する届出書には、省令第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 給食業務の一部を委託する場合にあっては、受託者の氏名及び住所（受託者が法人であるときは、受託者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 給食施設（給食業務の受託者が当該給食施設以外の施設で調理する場合は、その施設を含む。）の見取図

(平26規則1・一部改正)

(特定給食施設変更の届出)

第4条 法第20条第2項前段に規定する変更の届出は、給食施設変更届（第3号様式）を保健所長に提出してするものとする。

2 前条第1項の届出をした者は、同条第2項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、前項に規定する届出書を保健所長に提出しなければならない。

(平 2 6 規則 1 ・ 一部改正)

(特定給食施設休止 (廃止) の届出)

第 5 条 法第 2 0 条第 2 項後段に規定する休止又は廃止の届出は、給食施設休止 (廃止) 届 (第 4 号様式) を保健所長に提出してするものとする。

(平 2 6 規則 1 ・ 一部改正)

(管理栄養士配置施設の指定通知)

第 6 条 保健所長は、法第 2 1 条第 1 項に規定する指定 (次項において「指定」という。) をしたときは、管理栄養士配置施設指定通知書 (第 5 号様式) により設置者に通知するものとする。

2 保健所長は、省令第 7 条各号に定める基準に該当しなくなったことにより指定を解除したときは、管理栄養士配置施設指定解除通知書 (第 6 号様式) により設置者に通知するものとする。

(平 2 6 規則 1 ・ 一部改正)

(勧告及び命令)

第 7 条 法第 2 3 条第 1 項に規定する勧告は、栄養管理勧告書 (第 7 号様式) を交付して行うものとする。

2 法第 2 3 条第 2 項に規定する命令は、栄養管理命令書 (第 8 号様式) を交付して行うものとする。

(栄養報告書)

第 8 条 特定給食施設の管理者 (以下「管理者」という。) は、毎年 2 月及び 7 月に実施した給食について、給食施設栄養報告書 (第 9 号様式、第 1 0 号様式、第 1 1 号様式又は第 1 2 号様式) を作成し、当該給食実施月の翌月の 1 0 日までに関係書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(平 2 6 規則 1 ・ 一部改正)

(栄養指導票の交付)

第 9 条 保健所長は、法第 2 2 条の規定により特定給食施設に対し指導を行ったときは、給食施設栄養指導票 (第 1 3 号様式) に指導内容を記載し、当該施設の設置者に交付するものとする。

(平 2 6 規則 1 ・ 一部改正)

(小規模給食施設に対する指導及び助言)

第10条 保健所長は、法第18条第1項第2号の規定により小規模給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設であって、特定給食施設以外のものをいう。）の設置者又は管理者に対し、栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 前項の場合において、保健所長は、小規模給食施設の設置者又は管理者に対し、特定給食施設に準じて必要な書類の提出を求めるものとする。

3 第1項の規定による小規模給食施設に対する指導については、第9条の規定を準用する。

(平26規則1・追加)

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平26規則1・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年1月9日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の久留米市健康増進法施行細則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、必要な修正を加えた上で使用することができる。

附 則 (平成28年2月8日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される様式について適用し、施行日前に提出された様式については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

世 帯 主 _____ 様

久留米市保健所長



国民健康・栄養調査世帯指定通知書

健康増進法第11条第1項の規定により、あなたの世帯を _____ 年国民健康・栄養調査
世帯に指定しましたので、通知します。

第2号様式(第3条関係)

(表)

年 月 日

久留米市保健所長 宛て

施設所在地
名称
電話番号
施設の設置者 〒
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

給食施設開始(再開)届

次のとおり給食を(開始・再開)したので、健康増進法第20条第1項又は久留米市健康増進法施行細則第10条第2項の規定により届け出ます。

- 1 管理者名(施設の長) _____
2 給食(開始・再開)日(予定日) _____ 年 月 日
3 給食施設の種類 (1)学校 (2)病院 (3)介護老人保健施設
(4)介護医療院 (5)老人福祉施設
(6)児童福祉施設 (7)社会福祉施設
(8)矯正施設 (9)寄宿舎 (10)事業所
(11)一般給食センター (12)その他
注 該当するものを○で囲むこと。

4 1日の予定給食数

		給食数(予定数)				計
区	分					
朝						
昼						
夕						
計						

注 給食数については、児童、患者、入所者、通所者、宅配サービス、職員等の区分ごとに記入すること。

- 5 管理栄養士及び栄養士の員数
管理栄養士 人
栄養士 人
6 給食業務の一部を委託している場合の受託者
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
7 給食施設の見取図(裏面に記載)

(裏)

[illegible]

第3号様式(第4条関係)

(表)

年 月 日

久留米市保健所長 宛て

施設所在地	
名称	
電話番号	
施設の設置者	〒
住所	
氏名	
	〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号	

給食施設変更届

次のとおり届出事項を変更したので、健康増進法第20条第2項前段及び久留米市健康増進法施行細則第4条第2項又は第10条第2項の規定により届け出ます。

- 1 変更の事項
- (1) 給食施設の名称及び住所地
 - (2) 給食施設の設置者の氏名及び住所
 - (3) 給食施設の種類
 - (4) 給食の開始(再開)日又は開始(再開)予定日
 - (5) 1日の予定給食数
 - (6) 管理栄養士及び栄養士の員数
 - (7) 給食業務の一部を委託している場合の受託者
 - (8) 給食施設の見取図
- 注 該当するものを○で囲むこと。

- 2 変更の内容
- 変更前

変更後

注 給食施設の見取図の変更の場合にあつては、変更後の見取図のみを裏面に記載すること。

(裏)

5ミリ方眼

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

久留米市保健所長 宛て

施設所在地
名称
電話番号
施設の設置者 〒
住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

給食施設休止(廃止)届

次のとおり給食を(休止・廃止)したので、健康増進法第20条第2項後段又は久留米市健康増進法施行細則第10条第2項の規定により届け出ます。

- 1 給食の開始年月日
- 年 月 日
- 2 給食(休止・廃止)年月日
- 年 月 日
- 3 休止・廃止の理由

第5号様式(第6条関係)

指定番号 年 月 日
第 第 号

施設名

給食施設の種類

所在地

設置者 氏 名
住 所

久留米市保健所長



管理栄養士配置施設指定通知書

上記の施設を、健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定します。

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

施設名

給食施設の種類

所在地

設置者 氏 名
住 所

久留米市保健所長



管理栄養士配置施設指定解除通知書

年 月 日付け指定番号第 号をもって健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定した上記の施設は、指定の基準に該当しなくなったので、その指定を解除します。

第7号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

施設名

所在地

設置者 氏 名
住 所

久留米市保健所長



栄養管理報告書

健康増進法第23条第1項の規定により、次のとおり報告します。

報告内容

第8号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

施設名

所在地

設置者 氏 名
住 所

久留米市保健所長



栄養管理命令書

健康増進法第23条第2項の規定により、次の措置をとられるよう命じます。

措置内容

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、処分の取消しの訴えも提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式(第8条関係)

(表)

年 月 日

久留米市保健所長 宛て

給食施設栄養報告書(病院用) (年 月分)

施設名

所在地

管理者名(職種・氏名)

久留米市健康増進法施行細則第8条又は第10条第2項の規定により、次のとおり栄養管理の状態を報告します。

栄養管理部門の理念・方針・目標 1 有 2 無	1 治療効果を上げる満足感のある食事づくり 2 入院中だけでなく退院後の健康の保持増進も目指す。 3 その他()										
栄養管理等について検討する会議 1 有 2 無	〔実施回数〕 ()回										
	〔構成〕 1 管理者 2 医師 3 管理栄養士 4 栄養士 5 看護師 6 調理師又は調理員 7 患者 8 給食事務 9 その他() 合計 人										
	〔目的〕 NST(再掲) 1 有 2 無										
運営方法 1 直営 2 委託	委託先	名称									
		施設担当責任者氏名									
		委託内容		1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他()							
従事者の研修 1 有 2 無	〔実施回数〕 ()回										
	〔主な研修内容〕 ()										
1日給食人員数				食事時間		1日食数内訳	一般食		特別食		
患者	人	内訳	朝食	人			食種名	食数	食種名	食数	
			昼食	人			常食				
			夕食	人			軟食				
			その他	人			流動食				
通所リハビリテーション			人								
デイケア			人								
その他()			人								
職員	人	内訳	朝食	人			総合計				
			昼食	人							
			夕食	人							
栄養補給法			1 経口栄養法	人	約束食事箋	1 有 2 無	1 病態別 2 栄養成分別				
			2 経腸栄養法	人							
栄養アセスメント			3 静脈栄養法	人							
			4 その他()	人							
1 実施			実施項目	1 身長():	2 体重():	6 食事摂取量():					
				3 BMI():	4 体重減少率():						
			5 血清アルブミン値():	6 摂食・嚥下障害():							
2 未実施			様式・記録	有・無							

(裏)

栄養教育 状況	献立表の提示		1 実施 2 未実施						
	栄養成分表示		1 実施 表示成分：エネルギー・たんぱく質・脂質・塩分 その他()						
			2 未実施						
	栄養情報の提供		1 リーフレット 2 ポスター 3 卓上メモ 4 その他()						
	病棟訪問		1 実施 対象者： 頻度： 2 未実施						
	栄養指導		個別指導	内容			入院	外来	訪問
在宅で療養を行っている患者に対するもの 居宅系施設入所者等である患者に対するもの									
訪問指導			内容			述べ回数		述べ人数	
集団指導									

基準となる 栄養量	栄養素名		給与栄 目標量	実施給与 栄養量	提 供 食 品 量	食品群		食品構成	食品群別 給与量
	(kcal)					動 物 性 食 品	魚介類	g	g
	(g)						獣鳥肉類		
	(g)						乳類		
	(mg)						卵類		
	(mg)					野 菜 、 果 実 、 類	緑黄色野菜類		
	(μg)						淡色野菜類		
	(mg)						海藻類		
	(mg)						いも類		
	(mg)					果実類			
	(%)					穀 類	米		
	(%)						パン類		
	(%)						めん類		
	(g)					豆 類	大豆製品		
	(g)						豆類		
	(g)						みそ類		
	(g)					油 調 味 料	油脂類		
	(g)						砂糖類		
	(g)						菓子類		
	食材料費(報告月の1人1日あたりの平均、税込み) []円					そ の 他			
備蓄の有・無 ・備蓄()人分を()日分備蓄 ・献立表の作成有・無(いずれか○で囲む。) ・保管場所()					内 容				
自己評価及び改善課題									

報告書作成者	電話番号	FAX	部署名	職種名	氏名
施設側・委託側					

第10号様式(第8条関係)

(表)

年 月 日

久留米市保健所長 宛て

給食施設栄養報告書(社会福祉・介護保険施設用) (年 月分)

施設名

所在地

管理者名(職種・氏名)

久留米市健康増進法施行細則第8条又は第10条第2項の規定により、次のとおり栄養管理の状態を報告します。

施設種別	1 社会福祉施設 2 介護保険施設(1老人保健 2老人福祉) 3 介護医療院 4 その他()									
栄養管理部門の 理念・方針・目標 1 有 2 無	1 利用者の生活の質(QOL)の向上を目指す。 2 生活習慣病の予防を図る。 3 望ましい食生活を目指す。 4 低栄養の予防を図る。 5 その他()									
栄養管理等に ついて検討する 会 1 有 2 無	〔実施回数〕()回									
	〔構成〕1 管理者 2 給食担当者 3 管理栄養士 4 栄養士 5 介護担当者 6 看護師 7 調理師又は調理員 8 利用者 9 給食事務 10 その他() 合計 人									
	〔目的〕1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 栄養ケア計画の検討 6 その他()									
運営方法 1 直営 2 委託	委託先	名称								
		施設担当責任者氏名								
		委託内容		1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他()						
従事者の研修会 1 有 2 無	〔実施回数〕()回 〔主な研修内容〕()									
1日給食人員数				食事時間		1 日 食 数 内 訳	一般食		療養食	
入所者 人 内訳	朝 食		人				食種名	食数	食種名	食数
	昼 食		人				常食			
	夕 食		人				軟食			
	その他		人				流動食			
通所デイサービス			人							
配食サービス			人							
その他()			人							
職員 人 内訳	朝 食		人							
	昼 食		人							
	夕 食		人							
						総合計				
栄養アセスメント		1 実施	実施項目	1 身長(): 2 体重(): 3 BMI(): 4 体重減少率(): 5 血清アルブミン値(): 6 食事摂取量(): 7 褥そう(): 8 摂食・嚥下障害():						
			様式・記録	有・無						
		2 未実施								

(裏)

栄 養 ケ ア 体 制		栄養ケア計画作成		経口維持加算		経口移行加算				
		1 実施 ()人 2 未実施 ()人	1 実施 ()人 2 未実施	1 実施 ()人 2 未実施						
栄 養 教 育 状 況	献 立 表 の 提 示		1 実施 2 未実施							
	栄 養 成 分 表 示		1 実施 表示成分：エネルギー・たんぱく質・脂質・塩分 その他()							
			2 未実施							
	栄 養 情 報 の 提 供		1 リーフレット 2 ポスター 3 卓上メモ 4 その他()							
	栄 養 指 導		入所者	通所者	内 容					
個別指導		人	人	入所者()・通所者()						
集団指導		回	回	入所者() 通所者()						
基 準 と 栄 養 量	栄養素名		給 与 栄 養 目 標 量	実 施 給 与 栄 養 量	提 供 食 品 量	食品群		食品構成	食 品 群 別 給 与 量	
	エネルギー (kcal)					動 物 性 食 品	魚 介 類	g	g	
	たんぱく質 (g)						食 品	獣 鳥 肉 類		
	脂質 (g)							乳 類		
	カルシウム (mg)							卵 類		
	鉄 (mg)					野 菜 、 果 実 類	緑 黄 色 類			
	ビタミンA (μg)						野 淡 野 菜 類			
	ビタミンB1 (mg)						海 草 類			
	ビタミンB2 (mg)						い も 類			
	ビタミンC (mg)						果 実 類			
	たんぱく質エネルギー比 (%)					穀 類	米			
	脂質エネルギー比 (%)						パ ン 類			
	炭水化物エネルギー比 (%)							め ん 類		
						豆 類	大 豆 製 品			
	*食物繊維 (g)						豆 類	豆 類		
	*塩分(食塩相当量) (g)							み そ 類		
	*					油 脂 類 調 味 料	油 脂 類			
	*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。						砂 糖 類			
							菓 子 類			
	食材料費(報告月の1人1日あたりの平均、税込み) [] 円					そ の 他				
備蓄の状況 有 ・ 無	・ 備蓄()人分を()日分備蓄 ・ 献立表の作成 有 ・ 無 (いずれか○で囲む。) ・ 保管場所()				内容					
自己評価及び改善課題										

報告書作成者	電話番号	FAX	部署名	職種名	氏名
施設側・委託側					

第11号様式(第8条関係)

(表)

年 月 日

久留米市保健所長 宛て

給食施設栄養報告書(保育所・児童福祉施設・幼稚園用) (年 月分)

施設名
所在地
管理者名(職種・氏名)

久留米市健康増進法施行細則第8条又は第10条第2項の規定により、次のとおり栄養管理の状態を報告します。

施設種別	1 保育所 2 児童福祉施設 3 幼稚園 4 その他()									
栄養管理部門の理念・方針・目標	1 楽しい食生活を体験させる。 2 健康な身体づくりを目指す。 3 十分な栄養素を確保させる。 1 有 2 無 4 その他()									
栄養管理等について検討する会議 1 有 2 無	〔実施回数〕()回									
	〔構成〕1 管理者 2 給食主任 3 管理栄養士 4 栄養士 5 調理師又は調理員 6 保護者 7 その他() 合計 人									
	〔目的〕1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 その他()									
運営方法 1 直営 2 委託	委託先	名称								
		施設担当責任者氏名								
		委託内容		1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他()						
従事者の研修会 1 有 2 無	〔実施回数〕()回									
	〔主な研修内容〕()									
1日給食人員数				食事時間		食事の形態		食数	食事の形態	食数
園児	人	内訳	朝食	人	1日食数内訳	離乳食 前期		アレルギー除去食		
			昼食	人		離乳食 中期				
			夕食	人		離乳食 後期				
			その他	人						
職員	人	内訳	朝食	人						
			昼食	人						
			夕食	人						
利用者の把握			0～5(月)	6～11(月)	1～2(歳)	3～5(歳)	6～7(歳)	8～9(歳)	10～11(歳)	12～14(歳)
	男児(人)									
	女児(人)									
	身体状況の把握	1 実施(1 身長 2 体重 3 その他()) 2 未実施								
提供している食事	朝食		回/週		昼食	回/週		夕食	回/週	
			回/			回/			回/	

(裏)

栄養教育状況	献立の展示	1 実施		2 未実施						
	栄養成分表示	1 実施 表示成分：エネルギー・たんぱく質・脂質・塩分 その他（ ）								
		2 未実施								
	栄養情報の提供	1 献立表 2 給食だより 3 卓上メモ 4 リーフレット等 5 その他（ ）								
食育実践活動例	1 実施 ①だれに： 1 園児 2 親・家族 3 その他（ ） ②内容： 1 講演会 2 試食会 3 クッキング保育 4 菜園 5 その他（ ）									
	2 未実施									
基準となる栄養量	栄養素名	給与栄養 目標量	実施給与 栄養量	提 供 食 品 量	食品群		食品構成	食品群別 給与量		
	エネルギー (kcal)				動物性 食品	魚介類	g			
	たんぱく質 (g)					獣鳥肉類				
	脂質 (g)					乳類				
	カルシウム (mg)					卵類				
	鉄 (mg)				野菜、 果実類	緑黄色 野菜類				
	ビタミンA (μg)					淡黄色 野菜類				
	ビタミンB1 (mg)					海藻類				
	ビタミンB2 (mg)					いも類				
	ビタミンC (mg)				穀類	果実類				
	たんぱく質エネルギー比 (%)					米				
	脂質エネルギー比 (%)					パン類				
	炭水化物エネルギー比 (%)				豆類	めん類				
						大豆製品				
	*食物繊維 (g)					豆類				
	*塩分(食塩相当量) (g)				油脂類 調味料	みそ類				
	*					油脂類				
	*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。					砂糖類				
	食材料費(報告月の1人1日あたりの平均、税込み)				その他					
	[] 円									
備蓄の状況 有 ・ 無	・ 備蓄()人分を()日分備蓄 ・ 献立表の作成 有・無(いずれか○で囲む。) ・ 保管場所()				内容					
自己評価及び改善課題										

報告書作成者	電話番号	FAX	部署名	職種名	氏名
施設側・委託側					

第12号様式(第8条関係)

(表)

年 月 日

久留米市保健所長 宛て

給食施設栄養報告書(事業所・寄宿舍・その他用)(年 月分)

施設名

所在地

管理者名(職種・氏名)

久留米市健康増進法施行細則第8条又は第10条第2項の規定により、次のとおり栄養管理の状態を報告します。

施設種別	1 事業所 2 寄宿舍 3 その他()									
栄養管理部門の理念・方針・目標	1 利用者の健康増進及び生活習慣病の予防を図る。 2 利用者の生活の質(QOL)の向上を目指す。 3 心のゆとり、精神的安定を得る。 4 その他()									
栄養管理等について検討する会議 1 有 2 無	〔実施回数〕()回									
	〔構成〕 1 管理者 2 栄養管理部門責任者 3 管理栄養士 4 栄養士 5 調理師又は調理員 6 利用者 7 健康管理担当者 7 その他() 合計 人									
	〔目的〕 1 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 3 苦情の処理 4 献立の検討 5 その他()									
運営方法 1 直営 2 委託	委託先	名称								
		施設担当責任者氏名								
		委託内容		1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳 5 下膳 6 食器洗浄 7 施設外調理 8 栄養指導 9 その他()						
従事者の研修 1 有 2 無	〔実施回数〕()回									
	〔主な研修内容〕()									
利用者 人 内訳	1日給食人員数	食事時間			1日食数内訳	食事の形態		食数		
		朝食	人							
		昼食	人							
		夕食	人							
	その他	人								
		朝食	人							
		昼食	人							
		夕食	人							
利用者の把握 年 月現在 1 有 2 無	身体活動レベル	性別	～29歳	30～49歳	50～69歳	70歳～		計		
	低い	男性(人)								
		女性(人)								
	ふつう	男性(人)								
		女性(人)								
	高い	男性(人)								
		女性(人)								
	身体状況の把握		1 身長 2 体重 3 生活習慣病の有所見者							
喫食者率		%		給食利用者数()人／全対象者(従業員、寄宿舍等)数()人						

(裏)

栄養教育 状況	献立表の提示	1 実施		2 未実施	
	栄養成分表示	1 実施 表示成分：エネルギー・たんぱく質・脂質・塩分 その他			
		2 未実施			
	栄養情報の提供	1 リーフレット 2 ポスター 3 卓上メモ 4 機関紙 5 その他()			
	栄養相談・指導	内容(テーマ)		人数	
	個別指導				
集団指導					

基準となる 栄養量	栄養素名	給与栄養 目標量	実施給与 栄養量	提供食品量	食品群		食品構成	食品群別 給与量
	エネルギー (kcal)				動物性 食品	魚介類	g	g
	たんぱく質 (g)					獣鳥肉類		
	脂質 (g)					乳類		
	カルシウム (mg)					卵類		
	鉄 (mg)				野菜、 果実類	緑黄色野菜類		
	ビタミンA (μg)					淡色野菜類		
	ビタミンB1 (mg)					海藻類		
	ビタミンB2 (mg)					いも類		
	ビタミンC (mg)				穀類	果実類		
	たんぱく質エネルギー比(%)					米		
	脂質エネルギー比 (%)					パン類		
	炭水化物エネルギー比 (%)				豆類	めん類		
						大豆製品		
	*食物繊維 (g)					豆類		
	*塩分(食塩相当量) (g)				油脂類 調味料	みそ類		
	*					油脂類		
	*の欄は、記載されている項目以外で算出している 栄養素があれば記入してください。					砂糖類		
食材料費(報告月の1人1日あたりの平均、税込み) [] 円				その他	菓子類			

備蓄の状況 有 ・ 無	・ 備蓄()人分を()日分備蓄 ・ 献立表の作成 有 ・ 無(いずれか○で囲む。) ・ 保管場所()	内容
----------------	--	----

自己評価及び改善課題

報告書作成者	電話番号	FAX	部署名	職種名	氏名
施設側・委託側					

第 13 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

久留米市保健所長

印

給食施設栄養指導票

健康増進法第22条又は久留米市健康増進法施行細則第10条第1項の規定による指導の結果は、下記のとおりです。

記

- 1 検査年月日
- 2 指導事項

第1号様式（第2条関係）

（平26規則1・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平26規則1・令3規則36・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（平26規則1・令3規則36・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平26規則1・令3規則36・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第7条関係）

第8号様式（第7条関係）

（平28規則9・全改）

第9号様式（第8条関係）

（平23規則47・平26規則1・令3規則36・一部改正）

第10号様式（第8条関係）

（平26規則1・令3規則36・一部改正）

第11号様式（第8条関係）

（平26規則1・令3規則36・一部改正）

第12号様式（第8条関係）

（平26規則1・令3規則36・一部改正）

第13号様式（第9条関係）

（平26規則1・全改）